

《認可施設・事業の利用及び申込について》

子ども・子育て支援新制度について

平成27年、幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援などについて、量の拡大・質の向上を進めていくために「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。当制度に基づき、施設（幼稚園・保育所・認定こども園など）・事業（地域型保育事業（※）など）を利用するにあたっては、保育を必要とする要件（事由）の有無に応じた「教育・保育給付認定（1・2・3号）」を受けていただくこととなります。

※「地域型保育事業」とは小規模保育事業所および事業所内保育事業所（地域枠）のことです。本手引きの中では「地域型保育事業」のことを「小規模保育事業所等」と記載している箇所があります。

教育・保育給付認定（1号・2号・3号）について

1. 認定について

認可施設・事業（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等など）の利用を希望する場合、「教育・保育給付認定」の申請が必要となります。認定には3つの区分（1号・2号・3号）があります。

認定区分・年齢	保育の必要性	対象認可保育施設・事業	
教育認定 1号 (満3歳以上)	なし	認定こども園（教育部分）、幼稚園 ※教育標準時間は1日4時間程度	
保育認定	2号 (満3歳以上)	あり (就労要件など)	認定こども園（保育部分）、保育所
	3号 (満3歳未満)	あり (就労要件など)	認定こども園（保育部分）、保育所、 小規模保育事業所等（※）

※ 小規模保育事業所等は2歳児クラスまでですが、2歳児クラス在籍中の3歳誕生日前日～卒園までは2号認定になります。

2. 保育認定（2号・3号）の保育必要量（標準時間・短時間）・延長保育について

保育必要量とは、1日に保育施設等を利用することができる最大時間のことで、標準時間（1日最大11時間利用可能）・短時間（1日最大8時間利用可能）の2種類があります。また、延長保育（時間外保育）を利用する場合は、それ以上の利用も可能です。

【保育必要量と延長保育利用のイメージ図（開園時間は施設によって異なります）】



※ 開園時間、保育標準時間・保育短時間の時間帯、延長保育（時間外保育）の時間帯・金額は施設によって異なります。

※ 公立保育所・公立認定こども園について、入園後に新生児出産に伴う利用継続を利用の場合（22ページ参照）は「9：00～17：00」のみの利用となります。

※ 公立保育所・公立認定こども園の延長保育（時間外保育）については、22ページを参照してください。

※ 民間保育施設の延長保育内容（時間帯・料金など）については、各保育施設へ直接お問い合わせいただくか、市ホームページの情報提供資料をご確認ください（裏表紙にQRコードあり）

3. 各認定の必要要件（保育要件）について

1号は、満3歳～5歳であれば、どなたでも申請可能（就労などの要件は不要）。

2号・3号は、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当する必要があります。

要件（事由）		認定の有効期限	保育必要量
就労	1ヶ月に64時間以上労働することを常態としている場合。	左の状況が継続すると見込まれる期間	標準／短 （※1）
就学	就学（職業訓練学校含む）している場合 （※2）	卒業（修了）予定日が属する月の末日まで	標準／短 （※1）
妊娠 出産	妊娠中又は出産後間がない場合	出産予定日6週間前（多胎児の場合14週前）から産後8週間経過後の翌日が属する月末まで（※3）	標準時間
病気 障がい	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がいを有している場合	左の状況が継続すると見込まれる期間	短時間 （※4）
介護 看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合	左の状況が継続すると見込まれる期間	短時間 （※4）
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	2ヶ月を経過する日の月末まで	短時間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	標準時間
育児休業 （在園児に限る）	すでに保育を利用している児童の保護者が、新生児（下の子）の出産に伴って育児休業等を取得する場合（33～34ページ参照） ※上記以外に育児休業等を取得しながら認可保育施設に通うことは出来ません。	育児休業対象児童（下の子）が1歳に達する日の属する月末まで。 ただし、育児休業対象児童（下の子）が1歳に達する日の属する月末まで育児休業を取得し、認可保育施設の利用申込みを行い待機となった場合、育児休業対象児童（下の子）が2歳に達する日の属する年度末まで延長が可能。	短時間
その他	その他、保育が必要な状況であると市長が認める場合	保護者の状況による	保護者の 状況による

※1：週30時間以上の就労（就学）の場合は標準時間。週30時間未満の就労（就学）の場合は短時間。ただし、通勤（通学）時間を含めることで週30時間以上となる場合、申し出があれば標準時間に認定可能です。

※2：「就学」で認定可能な学校は、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校に限られます。

※3：「就労」等で申請されている方でも、申請月が出産予定日6週間前から産後8週間経過後の翌日に該当する場合は「妊娠・出産」で認定・採点します（「産後直後の復帰・復学に関する申立書（13ページ参照）」を提出した場合を除く）。

※4：入院（入院証明書の提出要）等、特に保育の必要度合いが高いと認められる場合に標準時間に認定可能ですので、必要とされる場合は、保育幼稚園事業課までご相談ください。